平成２７年（フ）第３１４号
札幌市東区北９条東16丁目１番７号　リトルシティ85―301号
債務者　波多野裕美（旧姓鈴木・永井）
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
埼玉県三郷市彦野１丁目114番地１　テル・ソレイユⅡ202
債務者　小林　一男
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
埼玉県熊谷市石原1139番地12
債務者　中西　弘行
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４８号
静岡県伊豆の国市小坂632番地の１　小坂コーポ101号
債務者　山田眞由美
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
京都府福知山市篠尾新町２丁目63番地　花太コーポ篠尾４階Ｄ号、前住所京都府福知山市厚中町75番地　エミネンスヴィラＡ102号
債務者　中塚由紀子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
福岡県大牟田市本町２丁目４番地６　コーポ清里202号
債務者　金澤　　崇
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２８号
福岡県大牟田市大字橘1251番地１　南橘市営住宅１棟101号
債務者　丸山　一清
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野１番地６せせらぎハウス１号棟
債務者　林下　明子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第５号
静岡県御前崎市佐倉3128番地の１　サンモール二番館202号
債務者　鳥羽　淑子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第７号
静岡県掛川市杉谷１丁目３番13号
債務者　安田　和夫
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
愛知県稲沢市正明寺１丁目３番35―102号
債務者　富田きよ子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２０号
香川県高松市福岡町４丁目11番19号　コープ中川Ⅱ202号
債務者　河野　　智
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目８番地７
債務者　城　　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目４番15号
債務者　東　　信一
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―413号
債務者　高野　秀之
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―413号
債務者　勢晃こと　高野　　勉
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２号
大阪府豊中市末広町１丁目４番６号、前住所大阪市生野区桃谷２丁目17番24号　マンション天寿303
債務者　井田　裕之
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部